

「ねんきん定期便」の見方ガイド

この見方ガイドは、「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管してください。

ねんきん定期便について

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆さまに、1年に1回、年金加入記録をご確認いただくとともに、老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

現に加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、下表に掲げる各実施機関から「ねんきん定期便」をお送りします。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者および第3号被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者（国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者（地方公務員共済組合の組合員）	地方職員共済組合（地方共済事務局、団体共済部） 公立学校共済組合 警察共済組合 東京都職員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会（市町村職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者（私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

地方職員共済組合ホームページのご案内

当共済組合のホームページでは、年金に関する以下のご案内を行っております。

- 年金制度の概要
- 年金に関する手続き（請求方法を含む）
- 年金についてのお知らせ
- 年金関係書類ダウンロード
- 地共済年金情報Webサイトのご案内

また、退職後に住所や氏名を変更したときの届出用紙「年金待機者等異動報告書」等も、年金関係書類ダウンロードのページから印刷することができますので、ぜひご利用ください。

地方職員共済組合 ホームページ
<https://www.chikyosai.or.jp/>

年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

お勤めされていた期間が短期間であっても、年金の受け取りに結びつく可能性があります。
ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、「ねんきん定期便」に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

地共済年金情報Webサイトのご案内

地共済年金情報Webサイトでは、公務員共済組合の加入期間に係る以下の情報をご覧いただけます。

- 年金加入期間
- これまでの加入実績に応じた年金見込額および計算式
- 60歳まで組合員であったと仮定した年金見込額および計算式
- 標準報酬月額および標準賞与額
- 前年度の保険料納付額
- 年金払い退職給付の給付算定基礎額残高等

なお、利用対象者は、「現職の組合員」または「過去に組合員であった方」となりますが、次に掲げる方はご利用いただけません。

- 当組合の退職または老齢の年金受給権を有する方
- 老齢厚生年金の受給開始年齢に既に到達されている方

地共済年金情報Webサイト

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>
（当共済組合のホームページからアクセスできます。）

老齢厚生年金の受給開始年齢と繰上げ請求について

◆老齢厚生年金の受給開始年齢は65歳ですが、受給開始年齢になる前でも、60歳以降であれば、請求することにより繰り上げて年金を受給することができます。

◆この繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額は、繰上げ請求をした月からその方の生年月日に応じた受給開始年齢に達する月の前月までの月数に0.4%乗じた額が減額されます（1年繰上げした場合は4.8%減額）。

※ 昭和37年4月1日以前生まれの方は減額率が1ヶ月あたり0.5%となります。

＜繰上げ請求する場合の注意点＞

繰上げ支給の老齢厚生年金は、次のような制約等がありますので、繰上げ請求にあたってはその制約等を理解していただき、その請求は慎重にお願いします。

- 繰上げ請求後は決定を取消すことはできず、生涯減額された年金額となります。
- 繰上げ請求後は事後重症などによる障害厚生年金（障害基礎年金）を請求することはできません。
- 繰上げ請求する場合は、老齢基礎年金も同時に繰上げ請求することとなります。
- 繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できません。

ねんきん定期便の見方①

1. これまでの年金加入期間

A 「国民年金 第1号被保険者」欄

- ◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
- ◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

B 「国民年金 第3号被保険者」欄

- ◆第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金第1号または第3号被保険者の種別については、4ページの⑧をご参照ください。

C 「合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、以下の合算対象期間の月数を表示しています。

任意加入未納月数

国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間の月数。

特定期間月数

国民年金の切替の届出（3号から1号）が遅れたことにより、時効によって保険料を納めることができなくなった期間のうち、「特定期間該当届」をご提出いただいている期間の月数。（昭和61年4月から平成25年6月までの期間に限る）

ねんきん定期便

●●●● 様の「ねんきん定期便」です。
この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しています。
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかることがあります。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このお知らせは、見方ガイドの2ページをご覧ください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等	受給資格期間
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
A						
厚生年金保険(b)				月	C	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険計			
月	月	月	月			

「2. これまでの加入実績に応じた年金額(35歳・45歳) / 2. 老齢年金の見込額(59歳)」が表示されていない方へ

- ◆次のことなどが考えられます。
 - ・「ねんきん定期便」に表示している受給資格期間の月数が120月に満たない。(59歳の方のみ)
 - ・旧三公社(JR、JT、NTT)共済組合または旧農林共済組合の加入期間が240月以上ある。
 - ・厚生年金保険に統合されていない農林共済組合の加入記録がある。
 - ・同月内で重複している年金加入記録がある。
- ◆お問い合わせは、「一般厚生年金期間」はお近くの年金事務所へ、「公務員厚生年金期間」は当共済組合へ、「私学共済厚生年金期間」は日本私立学校振興・共済事業団へお願いいたします。

2. これまでの加入実績に応じた年金額(35歳・45歳) / 2. 老齢年金の見込額(59歳)

- ◆老齢年金の受け取りには、原則として10年(120月)以上の受給資格期間が必要です。

D 「(1) 国民年金」欄

- ◆老齢基礎年金の見込額は、国民年金の第1号被保険者期間(未納期間を除く)、第3号被保険者期間、厚生年金保険・船員保険の被保険者期間および共済年金の組合員期間の月数を基に計算しています。
なお、老齢基礎年金額には、付加年金の金額も含まれています。

E 「(2) 厚生年金保険」欄

離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬が分割対象となった方は、分割後の標準報酬を基に計算しています。

◆一般厚生年金期間欄

- ・厚生年金基金に加入している期間は、通常の厚生年金保険の加入期間とみなして計算しています。
※厚生年金基金から支給される額(厚生年金基金の代行部分)を含めて計算しています。

◆公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間と地方公務員共済組合の加入期間がある方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
- ・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額(共済年金)が含まれています。
※経過的職域加算額(共済年金)は、被用者年金制度の一元化により改正される前の国家公務員共済組合および地方公務員等共済組合法に基づき支給されます。

◆私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)欄

- ・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額(共済年金)が含まれています。
※経過的職域加算額(共済年金)は、被用者年金制度の一元化により改正される前の私立学校教職員共済法に基づき支給されます。

(35歳・45歳の方の表示) 2. これまでの加入実績に応じた年金額(年額)

(1) 国民年金 D	これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額
	円
(2) 厚生年金保険 E	これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)	円
私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)	円
(1)+(2)の合計	円

「これまでの加入実績に応じた年金額」は、ねんきん定期便作成時点までの加入実績を基に計算した年金額(年額)を表示しています。

(59歳の方の表示)

2. 老齢年金の見込額 (加入状況の変化や毎年の経済の状況など種々の要因により変動します。あくまで参考としてください。)

受給開始年齢	歳~		歳~		歳~		歳~		
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	
(1) 国民年金 D	老齢基礎年金			老齢基礎年金		老齢基礎年金		老齢基礎年金	
	円			円		円		円	
(2) 厚生年金保険 E	老齢厚生年金		特別支給の老齢厚生年金		特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金		
	(定額部分)	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	
公務員厚生年金期間	(定額部分)	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	
私学共済厚生年金期間	(定額部分)	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	(定額部分)	(報酬比例部分)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	(経過的職域加算額(共済年金))	
(1)+(2)の合計 (1年間の受取見込額)	円	円	円	円	円	円	円	円	

◆定額部分と報酬比例部分

- ・60歳から64歳までの特別支給の老齢厚生年金は「定額部分」と「報酬比例部分」からなっています。
- ・「定額部分」は65歳以降の老齢基礎年金に相当し、「報酬比例部分」は65歳以降の老齢厚生年金に相当します。

◆経過的職域加算額(共済年金)

- ・被用者年金制度の一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金制度の一元化後の平成27年10月以降については「職域加算部分」が廃止されました。ただし、被用者年金制度の一元化前の平成27年9月以前については、別途、「経過的職域加算額(共済年金)」として、各共済組合等から支給されます。

◆経過的加算部分

- ・老齢基礎年金の算定基礎期間に含まれない20歳前及び60歳以後の被保険者期間に基づき算定される加算額です。

「老齢年金の見込額」は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算した見込額を表示しています。

ねんきん定期便の見方②

【参考】これまでの保険料納付額

A 「(1) 国民年金」欄

- ◆下記の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。
 - ・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
 - ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
 - ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
 - ・国民年金保険料の一部免除（1/4免除、半額免除および3/4免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

B 「(2) 厚生年金保険」欄

- ◆加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じた被保険者負担額のみを表示しています。
 - ※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めます。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
 - ※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

- ・育児休業期間または産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いて計算しています。

「公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）」欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額および掛金率）を基に計算しています。

※養育特例とは

子が3歳に達するまでの養育による勤務時間の短縮等に伴い標準報酬が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬とみなすこととされています。

右上へ続く

このお知らせは、見方ガイドの3ページをご覧ください。

【参考】これまでの保険料納付額

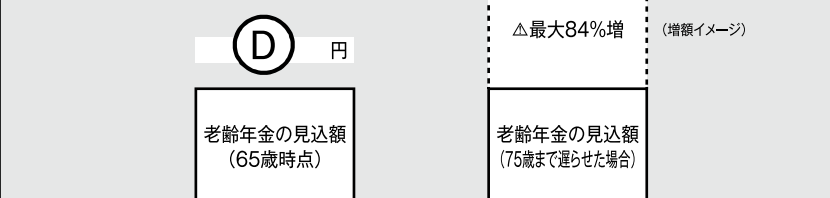
(1)国民年金 A	国民年金保険料(第1号被保険者期間)	
	(累計額)	円
(2)厚生年金保険 B	厚生年金保険料(被保険者負担額)	
	一般厚生年金期間	(累計額) 円
	公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)	(累計額) 円
	私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)	(累計額) 円
これまでの保険料納付額【(1)+(2)】		(累計額) 円

【備考欄】 **C**

D 「参考」年金額のイメージ

(59歳の方の表示)

【参考】年金額のイメージ



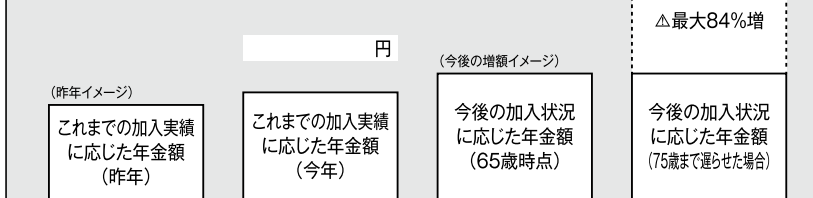
◆ (59歳の方)「老齢年金の見込額」

現在の年金加入制度に60歳まで継続して加入したと仮定して、65歳から受け取れる年金見込額を表示しています。

- ①年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。
- ②年金受給を遅らせた場合は、年金額が増加します。(75歳を選択した場合、65歳と比較して最大84%増)
 - △65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。
- ③支給開始年齢より早く受給する場合は、年金額が減額します。(60歳を選択した場合、65歳と比較して最大24%減)

(35歳・45歳の方の表示)

【参考】年金額のイメージ



◆ (35歳・45歳の方)「これまでの加入実績に応じた年金額」

「ねんきん定期便」の作成時点の年金加入実績に応じて計算した年金額(年額)を表示しています。

2ページ「2.これまでの加入実績に応じた年金額」の「(1)と(2)の合計」と同じ金額を表示しています。

- ①年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。
- ②年金受給を遅らせた場合は、年金額が増加します。(75歳を選択した場合、65歳と比較して最大84%増)
 - △65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。
- ③支給開始年齢より早く受給する場合は、年金額が減額します。(60歳を選択した場合、65歳と比較して最大24%減)

「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）」欄

- ・育児休業期間または産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

C 「備考欄」

- ◆「退職一時金等返還見込額」が表示されている方は、老齢厚生年金を受け取る権利を有することとなった場合に、この退職一時金等返還見込額（退職一時金に利子相当額を加算した金額）を返還していただくことになります。
 - なお、この金額は、あくまで見込額であるため、実際に返還していただく金額と異なる場合があります。詳しくは、当共済組合にお問い合わせください。

「これまでの『年金加入履歴』です。」の見方

A 「②加入制度」欄

◆加入した年金制度を表示しています。

国年：国民年金 厚年：厚生年金保険 船保：船員保険
公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合） 私学：私立学校教職員共済制度

B 「③お勤め先の名称等」欄

◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種別	該当者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険(共済組合を含む)に加入しておらず、第3号被保険者でない方)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が130万円未満の方

- ◆「加入制度欄」が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。
 - ・年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
 - ・厚生年金保険に統合された旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合や旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示します。
- ◆厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

《厚生年金基金に関するお問い合わせ先》

「厚生年金基金の加入期間が10年未満」で脱退された方
 ▼企業年金連合会（企業年金コールセンター）0570-02-2666（ナビダイヤル）
 ※電話番号が050で始まる場合 03-5777-2666

「厚生年金基金の加入期間が10年以上」で脱退された方または「現在加入中」の方
 ▼現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

- ◆「加入制度欄」が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。
- ◆「加入制度欄」が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

C 「④資格を取得した年月日」欄

◆年金制度に加入した年月日を表示しています。

D 「⑤資格を失った年月日」欄

◆年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。現在加入中の場合は、空欄となります。

E 「⑥加入月数」欄

- ◆「②加入制度」欄の年金制度ごとの加入月数を表示しています。なお、被保険者の資格を失った年月日の属する月は、加入月数には算入されません。
- ◆「③お勤め先の名称等」欄が国民年金の「第1号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。
- ◆現在加入中の年金制度の場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日の前々月までの月数を表示しています。

これまでの『年金加入履歴』です。 表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。 (このお知らせは、見方ガイドの4ページをご覧ください。)											
① 番号	② 加入制度	③お勤め先の名称等						④資格を 取得した年月日	⑤資格を 失った年月日	⑥ 加入月数	
	A	B						C	D	E	
F ⑦国民年金(a)											
納付済 月数	全額免除 月数	半額免除 月数	4分の3 免除月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数計	付加保険料 納付済月数 (再掲)	未納月数 (※)	加入月数	加入期間
							()	()			
G ⑧船員保険(c)											
H ⑨厚生年金保険(b)											
一般厚生年金(厚年)		公 年 金 (公 共)		私 学 共 済 厚 生 年 金 (私 学)		厚 生 年 金 保 険 計		⑩年金加入 期間合計 (※納付済月数(c))		⑪合算対象期間等	
加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数 (経過的職域)	加入期間 (経過的職域)	加入月数 (経過的職域)	加入期間 (経過的職域)	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	(a+b+c)	I	⑫受給資格期間 (a+b+c+d)	
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

G 「⑧船員保険」欄

H 「⑨厚生年金保険」欄

- ◆船員保険および厚生年金保険の加入期間の月数を表示しています。
- ◆「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示し、「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和61年3月までは4/3倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは6/5倍して表示しています。
 - ※船員または坑内員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。
- ◆「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。また、下段には、国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額（共済年金）の支給対象となる期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

I 「⑩合算対象期間等」欄

◆2ページ「1.これまでの年金加入期間」欄の◎「合算対象期間等」欄と同じ内容です。

F 「⑦国民年金」欄

- ◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。
- ◆「納付済月数」欄
 - ・定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
 - ・この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。
- ◆「半額免除月数」、「3/4免除月数」および「1/4免除月数」欄
 - ・国民年金保険料の一部免除を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。
- ◆「学特等月数」欄
 - ・学生納付特例制度または納付猶予制度の適用を受けている期間の月数を表示しています。
 - ・これらの期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。
- ◆「未納月数(※)」欄
 - ・国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。
 - ・この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
 - ・国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑩合算対象期間等」欄に表示しています。
 - ・納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

「これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。」の見方

A 「年度」欄

◆上段は年度を表示しています。
4月から翌年3月までを1年度としています。

◆下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。

- (厚年)：厚生年金保険
- (船保)：船員保険
- (公共)：公務員共済制度(国家公務員共済組合または地方公務員共済組合)
- (私学)：私立学校教職員共済制度

B 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

◆「年度」欄の下段が「(厚年)」または「(船保)」の場合

- ・育児休業期間または産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
- ・旧三公社(JR、JT、NTT)共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度導入前(昭和61年3月以前)の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
- ・旧三公社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前(平成9年3月以前)の保険料納付額を「-」と表示しています。
- ・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前(平成14年3月以前)の保険料納付額を「-」と表示しています。

◆「年度」欄の下段が「(公共)」の場合

- ・昭和61年3月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間は、昭和61年3月以前の保険料納付額を「-」と表示しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「-」と表示しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年11月以前の保険料納付額を「-」と表示しています。
※平成元年11月以前は掛金率が地方公務員共済組合毎に異なっていたことによるものです。
平成元年12月以降は、地方公務員共済組合の年金財政単位の見直しにより、掛金率が統一されましたので、保険料納付額の表示が可能となりました。
- ・育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています。
※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(みなし標準報酬月額および掛金率)を基に計算して表示しています。

◆「年度」欄の下段が「(私学)」の場合

- ・育児休業期間または産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの5ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、A-3の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。											
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

「年度」欄の下段が「(公共)」であり、保険料納付額が「-」と印字されている方へ

下記の期間は、保険料納付額を「-」と表示しています。

- ・地方公務員共済組合の加入期間のうち、平成元年11月以前の加入期間
※平成元年11月以前は掛金率が地方公務員共済組合毎に異なっていたことにより、平成元年12月以降は、地方公務員共済組合の年金財政単位の見直しにより、掛金率が統一されましたので、保険料納付額の表示が可能となりました。
- ・昭和61年3月以前の国家公務員共済組合の加入期間
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間

地方公務員共済組合の加入期間の特例

- ・平成27年9月までの地方公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制ではなく手当率制をとっていました。そのため、平成27年9月までの地方公務員共済組合の加入期間にかかる標準報酬月額は、諸手当を含んだ報酬ベースの額ではなく、諸手当に相当する率を乗じる前の「掛金の標準となった給料月額」を表示しています(なお、百の位以下を切り捨て千円単位で表示しています)。
- ・昭和61年3月以前の昭和61年4月に引き続き期間については、引き続き5年間の給料を昭和61年水準に引き上げ、引き続き全期間の平均額に相当する額を表示しています。

「これまでの国民年金保険料の納付状況です。」の見方

(A) 「納付済月数の内訳」欄

- ◆年度別に次の月数を表示しています。
- ◆「①納付」欄
 - ・国民年金保険料を納めている月数または第3号被保険者として登録されている期間の月数です。
- ◆「②免除」欄
 - ・国民年金保険料の全額免除を受けている月数及び一部免除（半額免除、3/4免除および1/4免除）を受けている月で、免除後の残余の保険料を納めている月数です。
- ◆「③学生納付特例等」欄
 - ・学生納付特例制度または納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数です。4ページの⑦「⑦国民年金」欄の「学特等月数」欄と同様です。
- ◆「④計」欄
 - ・①～③の合計月数です。

(B) 「⑤未納」欄

- ◆国民年金保険料を納めていない月数です。4ページの⑦「⑦国民年金」欄の「未納月数(※)」欄と同じ内容です。

(C) 「⑥合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。2ページの「1.これまでの年金加入期間」の③「合算対象期間等」と同じ内容です。

(D) 「月別納付状況」欄

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。(国民年金保険料が免除や猶予された後に追納された場合も含まれます。)
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。(または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない月です。)
/	国民年金に加入していない月の表示です。厚生年金保険(各共済組合制度を含まず。)
3号	国民年金の第3号被保険者として登録されている月の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
3/4免	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めている月の表示です。
3/4未	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
1/4免	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めている月の表示です。
1/4未	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めていない月の表示です。(未納期間です。)
学特等	学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。参考情報であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
特定	ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、「特定期間」として受給資格期間に算入される月の表示です。

これまでの国民年金保険料の納付状況です。
表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方ガイドの6ページをご覧ください。)

年度	(A) 納付済月数等の内訳						(B) (C) (D) 月別納付状況												
	① 納付	② 免除	③ 学生納付特例等	④ 計	⑤ 未納	⑥ 合算対象期間等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
※昭和51年以前の国民年金保険料の納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「***」が表示されます。																			

「⑤未納」欄の表示について

納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。